ぬまた暮らしトライアルステイ補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　沼田市(以下「市」という。)への移住を推進することにより、人口の流入を促し、市の活性化を図ることを目的として、市の風土及び日常生活等を体験するために本市に滞在した移住希望者へ、その滞在に要した経費に対し、補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和４４年沼田市規則第２６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）　本市への移住（転勤又は結婚による転入を除く。以下同じ。）を現在検討中であり、移住に向けた準備として本市を訪れ宿泊する者（観光その他の移住以外の目的で訪れる者を除く。）

（２）　市内の宿泊施設（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けて行う同法第２条第２項から第３項の営業に係る施設及び住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の届出をして行う同法第２条第３項の営業に係る施設）に連泊する者

（３）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により記録されている住所が沼田市外にある者

（４）　過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

（５）　市の移住相談会に参加したことがある者

（６）　当該申請に係る滞在期間中に、担当課職員と面談を行える者

（７）　市のアンケート等調査に応じることができる者

（８）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が本市に滞在した期間に要した宿泊費とする。ただし、国、県その他の補助金と併用する場合は、同宿泊費から同補助額を控除するものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次に掲げるとおりとし、１世帯当たり２０，０００円を上限とする。

（１）　中学生以上　１人当たり５，０００円

（２）　小学生　１人当たり２，５００円

（３）　未就学児　対象外

２　前項による補助金の額が、補助対象経費を超える場合は、補助対象経費を上限とする。

３　この補助金の事業全体の補助限度額は、予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滞在期間初日の１４日前までにぬまた暮らしトライアルステイ補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　補助対象者全員の住民票の写し

（２）　ぬまた暮らしトライアルステイ補助金滞在計画書（様式第２号）

（３）　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付又は不交付を決定し、ぬまた暮らしトライアルステイ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により

申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　申請者は、滞在期間最終日から３０日以内にぬまた暮らしトライアルステイ補助金滞在活動実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（１）　宿泊費を証明する書類（様式第４号裏面に添付）

（２）　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第８条　市長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項に規定により補助金の交付を決定したときは、ぬまた暮らしトライアルステイ補助金交付確定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第９条　前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、速やかに請求書（様式第６号）を提出し、市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（その他）

第１０条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。